

**阿蘇立野ダム展望施設タテットを起点とした南阿蘇村周遊促進業務
公募型プロポーザル実施要領**

1 目的

この実施要領は、阿蘇立野ダム展望施設タテットを起点とした南阿蘇村周遊促進業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者を公募型プロポーザル方式（以下「公募型」という。）により選定するために必要な事項を定める。

2 業務内容

（１）業務名

阿蘇立野ダム展望施設タテットを起点とした南阿蘇村周遊促進業務

（２）業務の目的

別添の「阿蘇立野ダム展望施設タテットを起点とした南阿蘇村周遊促進業務委託仕様書」のとおり

（３）業務内容

別添の「阿蘇立野ダム展望施設タテットを起点とした南阿蘇村周遊促進業務委託仕様書」のとおり

（４）業務期間

業務締結日の翌日から令和 9 年 2 月 26 日まで

（５）契約上限額

5,000,000 円（税込み）

3 参加者の資格要件

公募型に参加しようとする者は、次に掲げる参加要件を全て満たしていること。

- （１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- （２）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- （３）会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- （４）南阿蘇村工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成 17 年 2 月 13 日南阿蘇村訓令第 43 号）に基づき、入札参加資格停止等の処分を受けていない者であること。
- （５）南阿蘇村暴力団排除条例（平成 23 年 6 月 13 日南阿蘇村条例第 5 号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。
- （６）熊本県内に本社又は営業所等を有する者であること

4 公募型の実施方法

企画提案書や見積書等の資料、参加者のプレゼンテーションによる審査会を行い、受託候補者を決定する。なお、プレゼンテーションは本業務の実施に当たり、責任者となるものを行うこと。

5 応募の手続き等

(1) 参加資格確認申請書等の提出

本公募型に参加を希望する者は、参加資格要件に応じて次の書類を提出し、参加資格の確認を受けること。

- ① 提出期限 令和8年9月11日(金) 17時まで
- ② 提出場所 南阿蘇村 政策観光課 政策係担当
- ③ 提出書類 ア 参加資格確認申請書(様式第1号) 1部
イ 過去の同種・類似事業の実施実績報告書(様式第2号) 1部
ウ 業務実施体制表(任意様式) 1部
エ 会社概要(パンフレットで可) 1部
オ その他書類(必要な書類がある場合のみ) 1部
- ④ 提出方法 郵送又は持参(期限内必着)

(2) 参加資格確認書等に関する質疑・回答

実施要領等に対する質疑がある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。

- ① 提出期限 令和8年9月8日(火) 正午まで
- ② 提出場所 南阿蘇村 政策観光課 政策係担当
- ③ 提出方法 別添の質問書(様式第3号)に必要事項を記入し電子メールにて提出すること。また、提出後は速やかに到着確認を行うこと。
- ④ 回答日 令和8年9月9日(水)
- ⑤ 回答方法 回答が必要と判断される事項は、村のホームページに掲載を行うため、個別に回答は行わない。また、質問の回答内容は実施要領の追加又は修正とみなす。

(3) 企画提案書等の提出

- ① 提出期限 令和8年10月2日(金) 17時まで
- ② 提出場所 南阿蘇村 政策観光課 政策係担当
- ③ 提出書類 ア 企画提案書(様式第4号) 1部
イ 企画提案説明資料(任意様式) 8部
ウ 企画内容に応じたスケジュール(任意様式) 8部
エ 見積書(任意様式) 8部

④ 提出方法 郵送又は持参（期限内必着）

（４）企画提案書説明資料等の作成及び記載上の留意事項

企画提案書説明資料については、別添「阿蘇立野ダム展望施設タテットを起点とした南阿蘇村周遊促進業務委託仕様書」の内容を踏まえ、以下の事項に留意すること。

①企画提案説明資料は任意様式とし、サイズは A4 版（縦・横どちらでも可）とする。
また、企画提案説明資料の内容・構成は以下のとおりとする。

ア 仕様書のコンセプトを踏まえた事業全体の構想

イ 情報発信・プロモーション業務に伴う発信媒体の選定方針及び具体的な実施内容

ウ 阿蘇立野ダム展望施設タテットから村内周辺施設への周遊を促すための具体的な実施内容

エ 本事業を通して、滞在時間の延長・消費機会の創出を図るための具体的な戦略

オ 効果検証の実施方法、具体的な指標及び事業実施に伴い想定される効果

カ 業務履行に伴う事業者の強みなど

②見積書については、各社の特性を活かした予算配分を行い提出すること。但し、予算項目が分かるように、業務項目ごとの内訳を記載すること。

（５）企画提案書に関する質疑・回答

企画提案書に対する質疑がある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。

① 提出期限 令和 8 年 9 月 17 日（木） 正午まで

② 提出場所 南阿蘇村 政策観光課 政策係担当

③ 提出方法 別添の質問書（様式第 3 号）に必要事項を記入し電子メールにて提出すること。また、提出後は速やかに到着確認を行うこと。

④ 回答日 令和 8 年 9 月 18 日（金）

⑤ 回答方法 回答が必要と判断される事項は、村のホームページに掲載を行うため、個別に回答は行わない。また、質問の回答内容は実施要領の追加又は修正とみなす。

（６）企画提案書の取り扱い

① 企画提案書は、提出後の書き換え、差替えは認めない。ただし、誤字等の軽微なものは除く。

② 企画提案書の作成及び提出に係る費用、公募型に参加するための交通費等は、全て参加者の負担とする。

③ 提出された企画提案書等の書類は返却しない。

(7) 選定方法

一次審査（書類審査）

6 社以上の参加があった場合、参加要件を満たすと認めたものに対し、一次審査（書類審査）を行う。

- ① 方法 別紙審査基準に基づき参加申込時の提出書類を審査し、合計点数の上位 5 社が二次審査「プレゼンテーション審査」に進むものとする。

採点の結果、同点となった場合は、「業務実績の合計点」が多い参加希望者を上位とし、さらに同点となった場合は、「業務実績と実施体制の合計点」が多い参加希望者を上位とする。

- ② 通知 一次審査の結果を令和 8 年 9 月 14 日（月）までに参加希望者全員に電子メールまたは電話により連絡し、後日、書面により結果を通知する。

二次審査（プレゼンテーション審査）

- ① 日時 令和 8 年 10 月 6 日（火）※個別の時間は参加者に別途連絡する。

- ② 場所 南阿蘇村役場内会議室

- ③ 方法 参加者は企画提案書に基づき、1 者あたり 15 分以内のプレゼンテーション及び 10 分以内の質疑応答を行う。プロジェクターの使用可（プロジェクター、スクリーンのみ村で準備）。なお、原則対面でのプレゼンテーションとするが、やむを得ない事情と認められる場合はオンラインでのプレゼンテーションも可能とする。プレゼンテーションの参加人数は 3 人までとする。

- ④ 通知 審査会終了後、令和 8 年 10 月 8 日（木）までに参加者全員に結果の通知をおこなう。

(8) 審査会の留意事項

- ① 審査員は、別表「評価基準」に従い審査を行い、審査の結果、一次選考と二次選考の合計点数が最も高い最優秀提案事業者を選定し、その者を受託候補者として特定する。
- ② 最優秀提案事業者となるべき評価点の最も高い者が 2 者以上あるときは、企画内容の評価点が高い者を最優秀提案事業者とする。
- ③ 参加者が 1 者のみであった場合にも、審査会において企画提案書及びプレゼンテーションに基づく審査を行い、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。

6 委託契約

(1) 審査会により選定された受託候補者と本業務委託に係る随意契約を締結する。

(2) 受託候補者との協議が不調となった場合には、次順位の者を随意契約の協議の相手方とする。

7 留意事項

- (1) 虚偽の記載をした参加資格確認書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加資格確認書等は無効とする。
- (2) 契約締結後、本業務で制作した全ての成果物及び著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）は南阿蘇村に帰属するものとし、制作者は本村に対して著作権人格権を行使しないものとする。
- (3) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び南阿蘇村個人情報保護条例（平成 17 年 3 月 30 日条例第 183 号）に基づき、適切に管理するものとする。

8 実施スケジュール（予定）

- | | |
|----------------------------|------------------|
| ・令和 8 年 9 月 4 日（金） | 南阿蘇村WE Bサイトで公示 |
| ・令和 8 年 9 月 8 日（火） 正午まで | 参加資格確認書等の質問書提出期限 |
| ・令和 8 年 9 月 9 日（水） | 参加資格確認書等の質問書回答日 |
| ・令和 8 年 9 月 11 日（金） 17 時まで | 参加資格確認書等の提出期限 |
| ・令和 8 年 9 月 14 日（月） | 一次審査（書類審査）結果公表 |
| ・令和 8 年 9 月 17 日（木） 正午まで | 企画提案書等の質問書提出期限 |
| ・令和 8 年 9 月 18 日（金） | 企画提案書等の質問書回答日 |
| ・令和 8 年 10 月 2 日（金） 17 時まで | 企画提案書等の提出期限 |
| ・令和 8 年 10 月 6 日（火） | 審査会 |
| ・令和 8 年 10 月 8 日（木） | 委託業者決定 |

9 提出先及び連絡先

〒869-1404 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽 1705-1

南阿蘇村 政策観光課 政策係

電話番号：0967-67-1112 メールアドレス：skikaku@vill.minamiaso.lg.jp